

佐久市文化財保護審議会 会議録

日時：令和5年10月19日（木）

午後1時30分から午後3時35分

場所：佐久市役所南棟3階 大会議室

委員：出席10名

傍聴者：なし

進行：文化振興課企画幹

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 自己紹介

4 役員の選出

進 行： 会長については、佐久市文化財保護条例第41条第1項により「委員が互選する。」と規定されていることから、委員に意見を求めます。

委 員： 引き続き臼田武正委員が良いのではないかと思います。

進 行： 他に意見はありますか。

<意見なし・全員拍手>

進 行： 会長は臼田武正委員に決定しました。

次に会長代理の選出ですが、会長代理については、佐久市文化財保護条例第41条第3項により、「あらかじめ会長が指名すること」と規定されていることから、臼田会長から指名をお願いします。

会 長： 引き続き金原正委員を会長代理に指名します。

3 会長あいさつ

4 会議事項（事務局説明、質疑、意見等要約）

【佐久市文化財保護条例第42条第1項の規定、同条例第41条第3項の規定により、会長職務代理が議長を務める。】

議長： 「（1）協議事項」の「①佐久市文化財保護審議会の開催方針について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「①佐久市文化財保護審議会の開催方針について」、【資料1】により説明。

議長： ただいまの件につきましてご質問はありますか。

委員： 文化財パトロールは市が指定している有形文化財のパトロールを行うという理解でよろしいでしょうか。

事務局： 過去には国及び県指定文化財のパトロールを実施したこともありますが、基本的に市指定文化財で、有形文化財の他に史跡や名勝についてもパトロールを実施したことがあります。

議長： 他にありますか。

ないようですので、次に「②文化財に関する最近の動向や情報提供について」に入ります。本件については、全部で4項目ありますので、1項目ずつ説明をしていただき、項目ごとに質疑応答を行います。

はじめに、山崎委員から資料の提出がありましたので、山崎委員より説明をお願いします。

委員： 「文化財の指定方法について」、【資料2-1】により説明

議 長： ただいまの件につきましてご質問はありますでしょうか。

資料を事前にいただいていたので、「市川家の石造大日如来」と異なる部分があるのかどうか、昨日実際に多福寺と「市川家の石造大日如来」を見に行ってきました。その結果、形状はよく似ていました。ただ細部は両方とも安山岩の丸彫りですが、安山岩の質が異なっていました。市川家のものは硬質で風化が進んでいませんでしたが、多福寺のものは表面がかなりざらついて風化が進んでいるように見えました。そのため、目と鼻の部分がわずかにわかるような状況でした。年代については、寛文9年ということで、市川家のものよりも3年ほど古いこととなります。この他にも指定文化財として望月に「万治の大日如来」というものもあります。こちらは更に古くなりますので、形状が異なってきます。個人的には、多福寺の大日如来については指定文化財候補としても良いのではないかと考えています。

委 員： 旧佐久地域には他にも類似する石仏があるような気がしますが、少し調査をしていただいて、他にも市指定文化財のレベルに値するものがあればこの際一緒に指定していただければと思います。

議 長： 石仏の調査についてはこれまで市教委で調査をしてきたのでしょうか。

事務局： おそらく調査されてきていないと思われます。旧望月町では石仏マップというものがあつたので、調査が実施された可能性があります。

議 長： 先ほど挙げていただいた岡村知彦氏に直接お聞きして情報収集をすることも良いかと思えます。私も直接会ったことはないのですが、岡村氏は日本石仏協会の会員ということで東信地区を中心にして各市町村で石仏調査をされているようです。そのような専門家に聞いていただいて、調査が必要であれば事務局で検討していただければと思います。ある程度情報をいただけるのであれば、その中で判断し、新たな調査が必要でなくなる可能性もありますので、一度岡村氏に当たっていただければと思います。

事務局： 申請の方法は、事務局で調査をして様々な文献を委員の皆様に見てもらって、諮問をして答申をもらうという形になるかと思えます。このような提示に基づき、事務局で岡村氏に当たっていきたいと思えます。

一般的な申請方法としては、文化財指定に関わっては所有者から申請をいただくことになり、申請書の様式もあります。今回の多福寺の石仏一件にのみの指定の場合は所有者が多福寺で良いかと思えますので、申請者は多福寺となります。それとともに有識者の所見が必要になってきますが、これは外部の有識者にいただくこととなります。今回は岡村氏の本の成果に基づくものになりますので、岡村氏に所見を執筆していただくこととなります。ここまでが所有者、つまり申請者に行っていただくこととなります。

ただ、先ほど委員から発言があったとおり、佐久市全体の石造大日如来を網羅して一括指定をしていく場合は、それぞれ所有者が異なってきますので、申請の方法については事務局で今後検討していきたいと思えます。

すでに指定されている「市川家の石造大日如来」は、裸体であることが特徴的で、さらに五郎兵衛用水の守護仏という位置づけもあるので、そのような観点で他に類例がないかを岡村氏に確認する必要があります。事務局で確認し、資料を整えながら今後委員の皆様提示し、検討していきたいと思えます。

議長： 提示していただいた資料も手がかりになるかと思えますので、もしこの場で調査記録などをお知りでしたら、教えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

委員： 指定されている石仏が裸体であることと治水に関わるものであるということは大変興味深いです。すでに指定されているものの他に類例が広がるのであれば、佐久平の治水と石仏が線でつながっていくと子どもたちの学習においても非常に意義があるものになると思えます。現在は「水」の問題は大変重要なので、そのようなストーリーが今までの人間の生活と結びついて見えてくると、まだ埋もれている文化財も救えるのではないかと考えています。文化財について点を線で結んでいける方向になっていくと夢があると感じます。

事務局： 石仏の専門家で岡村氏以外にご存知の方はいらっしゃいますでしょうか。

委員： 中央図書館には長野県下の石造物に関わる書籍が四分冊程度で收藏されており、年代も記されていますので、そこから拾い出すのも一つの手かと思います。

議長： 岡村氏が関わっておられますでしょうか。

委員： 岡村氏が関わっていたかどうかは定かでありましたが、古い書籍になります。

議長： 関連資料の収集は事務局でお願いし、委員の皆様もお気づきの点がありましたら、事務局への伝達をお願いします。

事務局： 承知しました。
多福寺にはこの石仏に関する古文書はあるのでしょうか。

委員： 多福寺は文政年間に火災に遭っており、古文書は焼失しています。

議長： 石仏の文字の部分の拓本もぜひ取っていただきたいと思います。
この件については、次回にでも何か出せる資料がありましたら、ご提示をお願いします。
次に「旧中込学校竣工150周年事業について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「旧中込学校竣工150周年事業について」、【資料2-2】により説明

議長： ただいまの件につきましてご質問はありますか。
中込小学校は今年開校150周年ですが、この件については建物竣工から数えて150周年を記念する事業になりますので、関係者にはその点を丁寧に説明していく必要があるかと思います。

委員： 補足ですが、旧開智学校は移築してきたもので、建物のみの指定であり、一方で旧中込学校は明治8年から同じ場所に建てられているので、建物と土地の両者が指定を受けています。

委員： 私もかつて授業で、開智学校より成知学校の方が古く、旧開智学校は当時は重要文化財で現在は国宝になり、一方で旧中込学校は建物は重要文化財で、かつ史跡であることから、とても評価が高いという話をしました。

ちなみに、この成知学校という校名はいつまで続いていたのでしょうか。

事務局： 明治9年から地名を冠して中込学校となりました。そのため、現在の重要文化財の旧中込学校が明治8年にあの場所に建てられましたので、その段階ではまだ成知学校と呼ばれていました。

委員： 現在地の場所に建てられた1年後に校名が変わったということでしょうか。

事務局： その通りになります。

議長： 他にご質問はありますか。

続いて「諏訪神社の薙鎌について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「諏訪神社の薙鎌について」、【資料2-3】により説明

議長： ただいまの件について、ご質問はありますか。

調査をされた笹本特別館長は今年の12月に佐久市で新海三社神社に関する市民講座をされ、その中でもこの薙鎌について触れられていました。市有形文化財への指定について、笹本特別館長からの助言をいただいているようです。

事務局： これについても事務局で資料を整えて、笹本特別館長からの所見をいただく形で進めていきたいと考えております。

議長：　今回はたまたま長野県立歴史館にある目録で確認し、現地調査を行ったということであり、薙鎌自体は諏訪信仰に基づくものですので、他の諏訪神社にももしかしたら残っている可能性もあります。もちろん神事としては使われていなくても、社宝として保管されていることもありますので、調査が必要になってくるかと思います。

事務局：　佐久市では平尾大社などにも残っているようです。
　　諏訪神社は各地にありますので、所有者と連携を図りながら、今後網羅的な調査をしていく必要があるかと思います。

委員：　５月に長野県文化財保護協会の総会があり、そこで笹本特別館長に「信州の薙鎌について」という演題でご講演をいただきました。その内容については次の『文化財信濃』に掲載されますが、その中では今回の下ノ宮の諏訪神社の薙鎌は目録には載っていたが、所在は不明であるとされており、私も笹本特別館長から聞かれて、関係者に聞いてみたところ、明らかになりませんでしたので、今回所在が明らかになったようで良かったです。「中世」の薙鎌であるということが非常に興味深く、珍しいかと思います。

事務局：　「近世」の薙鎌でさえ残りが少なく珍しいと言われており、それを遡る「中世」の薙鎌は更に貴重であると言えます。

委員：　「中世」の有形文化財は概ね県宝に指定されていると思いますので、市指定になれば将来的には県宝に指定される可能性もあると考えられます。

委員：　新海三社神社と諏訪神社の関係で、山田神社も関係してくるかと思えます。

委員：　新海三社神社も武田信玄の願文によると諏訪神社になります。

委員：　諏訪大社の御祭神である建御名方命の子が新海三社神社の御祭神の興波岐命になるかと思えますので、両者の関係性が見えます。

議 長： 先ほどの石仏とは異なり、外から簡単に見られるものではないので、確認が大変であると想定されますが、ぜひ調査をお願いしたいと思います。

他にご質問はありますか。

続いて、「香坂山遺跡について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「香坂山遺跡について」、【資料2-4】により説明

議 長： ただいまの件についてご質問ありますか。

委 員： 現地を委員の皆様に見ていただく機会はありませんでしたが、この遺跡は時期が古いだけでなく、どのような材料から、どのような方法で、どのような石器を作ろうとしていたのかという全体像が見える良い遺跡になりますので、遺物一点、二点で古い、または新しいということではなく、当時の人の作業内容が復元できる点で価値が高いと思います。この遺跡は古さで評価するよりも遺跡の性格で評価する必要があるかと思います。

事務局： 今後、奈良文化財研究所との共催事業や地元区長への現地説明会の開催も検討していく予定です。11月1日には調査指導委員会も開催する予定です。

議 長： ぜひ地元最優先で、佐久市民への公開の方法等も検討していただく。

他にご質問はありますか。

協議事項につきましては以上となります。

次に「(2) 報告事項」の「①「藤ヶ城跡井戸」の安全対策および標柱等の設置について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「①「藤ヶ城跡井戸」の安全対策および標柱等の設置について」、【資料3-1】により説明

議 長： この件につきましてご質問はありますでしょうか。

以前、この井戸の安全対策について、私も意見を述べさせていただいたので、事前に現地を見に行ってきました。立派な安全柵で驚きました。ただ一つだけ問題があり、内部の石積みの間からタラノキが生えており、井戸全面が覆われていました。それをどうやって除去したら良いかが課題かと思いますので、工夫して対応していただければと思います。

事務局： 以前見ていただいた時はタラノキが外側にあり、それについては除去をさせていただきました。

この井戸ですが、地元住民から災害時にトイレ用などの水にも使いたいという要望があったため、この安全柵はネジを外せば取れるものになっています。ただ、簡単に外せるネジではなく、特殊な工具を使用して外すこととなります。そのため、現地を確認する中で、安全柵を外して除去をしたいと考えていますが、職員でできない場合は、業者をお願いし、水面までしっかり見えるようにしたいと思います。

議 長： よろしくお願ひします。

他にご質問はありませんでしょうか。

次に「②「跡部の踊り念仏」ユネスコ無形文化遺産登録記念イベントについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「②「跡部の踊り念仏」ユネスコ無形文化遺産登録記念イベントについて」、【資料3-2】により説明

議 長： ただいまの件について、ご質問はありますでしょうか。

井原先生の講演の中で気になったことがあるのですが、当日は鳴瀬の時宗寺の境内から出土した板碑について触れられ、県内最古級のものであるということで、市有形文化財、あるいは県宝に値する資料であると述べられていました。本当に指定に値するものなのかどうか、検討していただきたいと思ひます。

この時宗寺の板碑については、『佐久市志』の中世編で小林計一郎先生によりかなり詳しく触れられており、井原先生は弘安3年の板碑であると述べておられましたが、小林先生は弘安3年の「三」の真ん中の棒は傷であることから、弘安2年の板碑であると推定しています。

委員： 「跡部の踊り念仏」はかなり有名ですが、春日の奥の岩下には「岩下の踊り念仏」も伝わっていたかと思います。

委員： 「岩下の踊り念仏」は今は中断している状況です。あちらは男性のみが踊り手になっております。

議長： 現在中断されている事情はありますが、「岩下の踊り念仏」も市の無形民俗文化財に指定されています。

委員： 踊り念仏の道場の木柵について、前回もお話ししましたが、岸野の日向地区では戦後も踊り念仏を行っていたと伝えられており、全てが残っております。また多福寺の弘法大師を祀った大師堂には、道場の4面のうち3面の木柵が残っております。今後も保存していきたいと思っているのですが、どのようにしたらよいかわからず、そのまま放置してしまっていますので、「岩下の踊り念仏」の道場の木柵も含めて保存方法を検討していただきたいと思います。

事務局： 前回もお話を伺って、確認すると申し上げましたが、まだ確認ができていませんので、地元と連絡を取り合って確認をしたいと考えております。

議長： 他にご質問はありますか。

次に「③「八風山遺跡群出土品」市有形文化財指定記念企画展について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「③「八風山遺跡群出土品」市有形文化財指定記念企画展について」、説明

議 長： ただいまの件について、ご質問はありますでしょうか。
ないようですので、報告事項については以上となります。
最後に「（3）その他」ですが、委員の皆様からご意見はありま
すでしょうか。
事務局からはありますでしょうか。
ないようですので、これで本日の会議事項は終了とさせていただ
きたいと思います。
以上をもちまして議長の任は閉じさせていただきます。

【審議終了により議長退任】

5 閉 会